

「東京医科歯科大学発ベンチャー」称号申請に必要な資料

【申請資格(第3条)該当条項】

新たな技術又はビジネス手法を基に起業した法人のうち、次の各号のいずれかに該当する場合

1号 ※1 本学、本学職員若しくは本学の学生が所有する特許権等の知的財産権を活用すること。

※2 本学において達成した研究成果若しくは本学において習得した技術等を活用すること。

2号 設立した者又は設立に深く関与した者の全部若しくは一部が、本学職員若しくは本学の学生(本学の学生の身分を失ったときから起業のときまでに他の職に就かなかった者及び本学の学生の身分を失ったときから1年以内に起業した者を含む。)であること。

【提出書類一覧】

書 類	内容・注意事項	1号		2号
		※1	※2	
東京医科歯科大学発ベンチャー 称号申請書	会社印を押印したものを提出	●	●	●
東京医科歯科大学発ベンチャー 称号エントリーシート	シートに会社の特徴等を記入し提出	●	●	●
履歴事項全部証明書	社名、企業時期、代表者等が確認できるもの	●	●	●
定款	会社の目的・活動・構成員など基本規則を定めたもの	●	●	●
会社概要	会社の業務内容が確認できるもの ※経営体制、新たな技術やビジネス手法等に関する概要図、実績等を記載	●	●	●
特許公報等	特許名等が確認できるもの	●		
活用する研究成果等の説明資料	共同研究契約書(写し)等		●	
ビザの写し	取締役が外国人の場合に提出が必要 在留資格が「経営・管理」でない場合は、資格 外活動許可申請が必要	該当する場合		